

明清期中国社会における「社会規範」の位置と内実
実態の問題・論じ方の問題

寺田 浩明（東北大学法学部）

はじめに

一、清代民事裁判の概要

- 1．手続的な全体像
- 2．解決の内実
- 3．統一的な説明の困難さ

二、清代土地法秩序の概要

- 1．管業と来歴の世界
- 2．佃戸の居座り・各種の形
- 3．権利＝規範秩序の実態

三、規範の実現

- 1．紛争観
- 2．裁判と日常生活の関係
- 3．規範の顕れ方・機能の仕方

おわりに

[1] 訴訟頻度のデータ

中村茂夫「伝統中国法＝雛型説に対する一試論」（新潟大学『法政理論』12巻1号、1979年）

・月136件断結（高廷瑶『宦游紀略』）月56件断結（何恩煌『宛陵判事日記』）

夫馬進「明清時代の訟師と訴訟制度」（梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、1993年）

・訴状受理日毎に訴状150紙（汪輝祖『病榻無痕録』）年間訴状受理日数は48日。かけ算をすれば年間7200紙。寧遠県の戸数は嘉慶年間で23000戸余。

・訴状受理日毎に300から400紙（『湖南省例成案』刑律訴訟・告状不受理「代書每詞給錢十文」）年間14000～19000紙。湘郷県の戸数は77000戸余。

データの数字に三レベルがある。：人口二十万（四万戸）の平均的な縣での見積もり

ア）訴状の生の受理件数　：年間一万枚ほど

（一つの事件を巡って両当事者から繰り返し何枚も訴状が出る：一件平均十枚？）

イ）新受案件数　　：年間千数百件ほど。千六百の州県で総計200万弱？

ちなみに昨今日本の第一審民事訴訟新受件数は45万件（新受案件総数は五百万）

（受理した訴えの相当部分　三分の二くらい　が途中で取り下げられる）

ウ）断決件数　　：年間数百件ほど。

[2] 民事訴訟の3フェーズ

訴状とそれに対する「批」 差役の派遣（関係者の召喚） 法廷での供述とそれに対する地方官の「堂諭」 > 堂諭を受諾すると当事者から「遵依甘結状」の提出。受諾しない時は前のステップからやり直す。実際は一旦受諾してしまってもやり直しが可能。

[3] 権利実現的な部分とそれ以外の要素。「一般的準則」と「調整準則」

森田成満『清代土地所有権法研究』（勁草出版サービスセンター、1984年）同「清代土地所有権法補論」（『東洋法史の探究 島田正郎博士頌寿記念論集』汲古書院、1987年）同「清代法に於ける官の活動をめぐる不法からの救済」（『星薬科大学一般教育論集』第11輯、1994年）同「清代に於ける民事法秩序の構造」（同12輯、1995年）

Philip C.C. Huang "Civil Justice in China ; Representation and Practice in the Qing", Stanford University Press, 1996.

[4] 滋賀秀三「清代訴訟制度における民事的法源の概括的検討」（『東洋史研究』40巻1号、1981年、74～102頁。後に同『清代中国の法と裁判』創文社に収録）「情・理」の内容として滋賀上掲論文が言うところ。

・「理」：「借あれば必ず還すは一定せる理なり」・「父在せば子は自尊するを得ざるは理なり」
・「情」：【事情、情況】「各案件の特殊性に対して全ての状況を考慮しながら細心の配慮がなされなければならない」、【人情】「平凡な人たちの無理からぬ感じ方、思惑、習わしを無視したり抑圧したりしてはならない」、【情面・情譲】「良好な人間関係の維持・回復が追求されなければならない」

[5] 「説理と心服」（高見沢磨「罪観念と制裁 中国におけるもめごとと裁きから」『規範と統合(シリーズ・世界史への問い5)』岩波書店、1990年）

[6] 「管業の正当性付与」論と実体的所有権論との関係

リアルにある構造 : このようにも見える

「絶」:【絶売】: 「所有権」移転: 業主・田主

「管業」の正統性付与全般

「活」:【典・活売】: 「用益権」設定:

[7] 現管業の来歴的弁証・確保

むかし	絶売	絶売	絶売	絶売	いま = 現管業者	
====>	====>	====>	====>	====>	甲	
		絶売	絶売	典		何かを言われた時に
====>	====>	====>	====>>	乙	振りかざすものがあるか
		絶売	典	転典		それで何が言えるか
====>	====>	====>>>	丙	

現に耕作(占有用益:「管業」)している者が、自己の管業の正統性を、前管業者からの引き継ぎの経緯(「来歴」, 具体的には契據)を示すことで証す状態。

[8] 对国家的な手続:「過割」と「税契」

土地収益者・管業者にかかる税金「税糧」: 負担名義の書換え手続き「過割」(典の場合も過割 = 税糧負担名義の書換えを行なうのが国家法上の原則)

不動産契約そのものにかかる税金「契税」: 契税支払いの手続き「税契」

[9] 一般的な奪佃 = 退佃条件

「外売」(田主がその土地を更地で第三者に典・売ると言い出したとき)

「自耕」(田主が自作すると言い出したとき)

但し、これらについても耕作着手後は避けよといった社会的制約はあり。

「欠租」(佃戸が租の滞納・欠納をした場合。別の佃戸に「換佃」が出来る)

[10] 居座りの諸例

『湖南省例成案』工律河防、卷一「失時不修堤防」に引かれる岳州府同知・陳九昌の詳文の一節。欠租取り立てについて訴訟が役立たないことを述べた後に、

「亦田主甘んぜずして田をばべつに別人を召して耕種せしむる有るも、旧佃は虎踞鳩占しチヨウ悪なること多端なり。或いは老病の父母をば放死して凶頼し、或いは撒潑の婦女をして罵詈上門せしめ、或いは佃頂の世業と称して陋規を横索し、或いは肘腋の良田、誰か敢えて接種せんと称す。是に於いて新佃は畏れて敢えてうけず、裏足して退するを情願し、此の田

は竟に佃戸の世業と為り、永く還租の日無し」(寺田 1983、99 頁所引)

[11] 凶頼(ずらい:とらい)

三木聰「死骸の恐喝 中国近世の凶頼」(泥棒研究会編著『盗みの文化史』青弓社、1995 年)参照。

『大清律例』刑律人命「威逼人致死」条。「凡そ事(戸婚田土錢債の類)に因りて人を威逼して死(自尽)を致せし者は(審して犯人に畏れる可きの威、必ずあるべし)杖一百。……並びに埋葬銀一十兩を追す(死者の家に給付す)」

[12] 「肥培工本」・「押租」

[13] 田面田底慣行の(或いは新たな来歴管業構造の)自生的成立過程のモデル

佃戸付きでの土地売買・不在地的経営								
田主	甲	乙	丙	丁	田底?			
	/			自耕希望				
	/ここでの要求の質			/ここでの要求の質				
佃戸	A	(1)	B	(2)	C	(3)	D	田面?
	有利な実態+脅し			「生業の引き継ぎ料」化				
	立退料と退契			頂契(一種の管業来歴的な主張)				

[14] 抑訟論系統の議論

汪輝祖『学治臆説』「親民在聴訟」「……。もし両造みな義理に明らかたれば、いづくんぞ訟あるを得んや。訟の起こる、必ずや一人の事に闇き者ありてこれを持し、成(かいけつ)を官に受けざるを得ず。……」

[15] 「それが自分のお仕事だ」系統の議論

「民生に欲あれば、訟無きこと能わず」(『皇明条法事類纂』卷三八「在外問刑衙門官員務要親理詞訟不許輒委里老等保勘例」)

汪輝祖『学治臆説』「聴訟宜静」「民に長たる者、税を衣し租を食し、何事も民に給を取らざるはなし。民の労苦に答えるゆえんは、ただ争を平らげ競を息ましめ民を義に導くのみ」

[16] 「終凶」の考え方

易経「訟、……おそれて中すれば吉、終ふれば凶。大人を見るに利(よろ)し。大川を渉るは利しからず」

【関連拙稿】

- (1) 「田面田底慣行の法的性格 概念的検討を中心にして」(東京大学『東洋文化研究所紀要』第93冊、33～131頁、1983年11月)
- (2) 「清代土地法秩序における「慣行」の構造」(『東洋史研究』48巻2号、130～157頁。1989年9月)
- (3) 「明清法秩序における「約」の性格」(溝口雄三編『社会と国家』(シリーズ・アジアから考える第四巻)東大出版会、69～130頁、1994年3月)
- (4) 「清代民事司法論における「裁判」と「調停」 フィリップ・ホアン(Philip C. C. Huang)氏の近業に寄せて」(『中国史学』第5巻、177～217頁、1995年10月)
- (5) 「権利と冤抑 清代聴訟世界の全体像」(『法学』61巻5号、1～84頁、1997年12月)
- (6) 「清代聴訟に見える「逆説」的現象の理解について ホアン氏の「表象と実務」論に寄せて」(中国社会科学学会『中国 社会と文化』第13号、253～281頁、1998年6月)
- (7) 「満員電車のモデル 明清期の社会理解と秩序形成」(今井弘道・森際康友・井上達夫編『変容するアジアの法と哲学』有斐閣、133～147頁、1999年3月)
- (8) 「近代法秩序と清代民事法秩序 もう一つの近代法史論」(石井三記・寺田浩明・西川陽一・水林彪編『近代法の再定位』創文社、85～112頁、2001年3月)